

遺跡の取り扱いについて

住宅の建築をする前に確認を

町では、防災集団移転促進事業などの復興事業に先駆け、遺跡の調査を行っています。住宅の建築などの予定地が遺跡に該当する場合は、事前に手続きや調査が必要になります。遺跡に該当するかどうかお問い合わせください。

◎遺跡とは

遺跡とは、土の中に埋もれている文化財のことです。先人の生活が残っている貴重な歴史遺産です。現在517カ所の遺跡が見つっています。現在、復興事業の工事予定地のうち37カ所が該当し、調査を行っています。

査を行っています。

◎建築前に早めの確認を

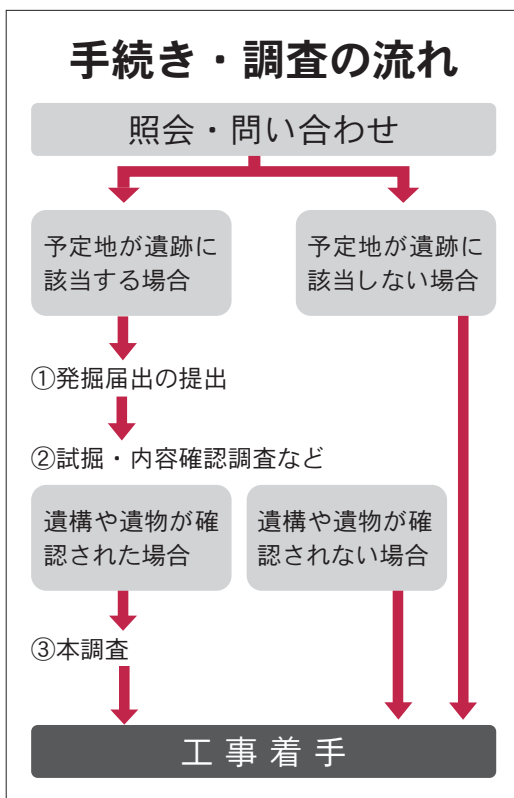
住宅の建築などの予定地が遺跡に該当する場合には、事前に手続きや調査が必要となることから、工事計画のできるだけ早い段階でお問い合わせください。お問い合わせ（照会）の文書様式や遺跡の所在を示す地図は、町生涯学習課で閲覧することができますので、ご利用ください。

◎遺跡に該当した場合

建築前に確認を行い、遺跡に該当した場合は次の手続きが必要となります。

- ①発掘届出の提出 工事の内容などを記入し、町生涯学習課を通じて、県教育委員会へ提出します。
- ②試掘・内容確認調査 遺跡の

手続き・調査の流れ



◎調査にかかる経費

個人の住宅建築にかかる調査は、すべて公費負担で実施します。※条件などにより事業者負担となる場合もありますので、詳

◎調査にかかる期間

個人住宅建築に伴う試掘調査の期間は、概ね数日から4週間程度となります。本調査は、面積にもよりますが、数カ月を要する場合もあります。

◆問い合わせ

町生涯学習課文化係 ☎82-3111 内線622へどうぞ。

後世へ語り継ぐ

震災語り部を募集します

新生やまだ商店街協同組合（昆尚人理事長）では、東日本大震災を伝承する震災語り部を募集します。震災語り部は、町を襲った津波被害の状況や自身の体験・教訓などをツアー観光などで本町を訪れる人に話し、後世に残し伝えていく役割を担います。

▷ 募集人数 若干名

▷ 報酬 1回5,000円

▷ 申し込み期限 12月14日

◎震災前後の街並みの写真を提供をお願いします

語り部の際に使用する、東日本大震災前後の街並みの写真の提供も受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

◆申込先・問い合わせ 新生やまだ商店街協同組合（担当・椎屋 ☎080-2844-9049）へどうぞ。